

## ■ 4条1項11号

不服 2022-004181

### <本願商標>

「さわやかハンバーグ」(標準文字)

第29類「ハンバーグ用の食肉, ハンバーグ, ハンバーグのもと, 調理済みのハンバーグ」

第30類「ハンバーグ弁当, ハンバーグ用ソース」

※補正後の指定商品

### <結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

### <原査定理由>

引用商標：**さわやか**

第29類「食肉, 肉製品, 加工水産物, 茶わん蒸し, オムレツ, スコッチエッグ, カレー・シチュー又はスープのもと, ミートソース, その他のパスタソース」及び第30類

「ぎょうざ, しゅうまい, すし, たこ焼き, べんとう, ラビオリ, 粥, ぞうすい」を含む第29類及び第30類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品とする指定商品

※書換登録後の指定商品

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

#### 1 商標法第4条第1項第11号該当性について

##### (1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「さわやかハンバーグ」の文字を標準文字で表してなるところ、その外観上、「気分が晴れ晴れとして快いさま。さっぱりとして気持ちがよいさま。」等の意味を有する「さわやか」の平仮名と、「ハンバーグ・ステーキの略」等の意味を有する「ハンバーグ」の片仮名の(いずれも「デジタル大辞泉」小学館)、二つの語を結合した構成よりなるものと容易に認識されるものである。

そして、その構成中の「ハンバーグ」の文字は、「ハンバーグ・ステーキ」を意味する語として広く一般に親しまれた語であり、本願の指定商品との関係においては、指定商品そのもの又は指定商品の品質等を表すものと理解されるものであるから、当該文字に接する取引者、需要者は、商品そのもの又は商品の品質を表示したものと認識することとなり、当該文字部分は、自他商品の識別標識としての機能を有しないものであり、出所識別標識としての称呼及び観念を生じないものと認められる。

また、構成中の「さわやか」の文字は、上記の意味合いを有する語であって、本願の指定商品との関係において、直ちに商品の具体的な品質等を表すものであると認識させるものではなく、自他商品の識別標識としての機能を十分に発揮するものである。

そうすると、本願商標は、その構成中の「さわやか」の文字部分が、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとみるのが相当である。

してみれば、本願商標は、その構成中「さわやか」の文字部分を要部として抽出し、他人の商標と比較することが許されるものというべきである。

したがって、本願商標は、その構成文字全体から「サワヤカハンバーグ」の称呼を生じるほか、要部である「さわやか」の文字部分から「サワヤカ」の称呼を生じ、「気分が晴れ晴れとして快いさま。」等の観念を生じるものである。

## (2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「さわやか」の平仮名を横書きしてなるところ、当該文字に相応して「サワヤカ」の称呼を生じ、「気分が晴れ晴れとして快いさま。」等の観念が生じるものである。

## (3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標の類否について、まず外観については、本願商標と引用商標とは、構成文字の相違があるものの、本願商標の要部と引用商標を比較すると、全ての構成文字を同じくすることから、外観において類似するものといえる。

また、称呼については、本願商標と引用商標とは、いずれも「サワヤカ」の称呼を生じることから、称呼を共通にするものであり、観念については、両者はいずれも「気分が晴れ晴れとして快いさま。」等の観念を生じるものであるから、観念を共通にするものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、全体の外観においては構成文字の相違があるものの、本願商標の要部と引用商標との対比においては類似するものであり、また、両者は称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのある、互いに類似の商標というのが相当である。

(4) 本願の指定商品と引用商標の指定商品との類否について

(中略)

(5) 小括

上記(1)ないし(4)によれば、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、かつ、本願の指定商品は、引用商標の指定商品と類似するものである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。

2 請求人の主張について

(1) 請求人は、本願商標は外観上まとまりよく一体的に表され、全体として特定の意味合いを有し、また、生じる称呼も格別冗長ではなく、よどみなく一連に称呼され得るから、本願商標に接する取引者、需要者は、殊更に「さわやか」の文字部分に着目するというよりは、むしろ、その構成全体をもって一体不可分のものと認識、把握する旨主張する。

しかしながら、本願商標は、・・・、その外観の構成から、「さわやか」と「ハンバーグ」の二つの語よりなるものと認識され、そのうちの「ハンバーグ」の文字が指定商品との関係において、自他商品の識別標識としての機能を有しないものであり、その一方で「さわやか」の文字部分は、自他商品の識別標識としての機能を十分に有することから、「さわやか」の文字部分が、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとみるのが相当である。

(2) (中略)

(3) したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

3 結論

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「さわやかハンバーグ」と引用商標「さわやか」は、全体の外観においては構成文字の相違があるものの、本願商標の要部と引用商標との対比においては類似するものがあり、また、両者は称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのある、互いに類似の商標というのが相当である、と判断されました。

まず、本願商標「さわやかハンバーグ」については、指定商品との関係において、その構成中「ハンバーグ」の文字部分には識別力が認められないから、「さわやか」が要部になり得ると判断されました。その上で、引用商標「さわやか」と比較された結果、上述の理由により、両商標は類似の商標であると判断された次第です。

商標の類否判断手法としては、基本的、伝統的なものであり、本審決では、ごく原則的な判断がなされたという印象です。

近年の審決では、商標「〇〇〇」と商標「〇〇〇+食品（指定商品）の普通名称」との類否判断においては、本審決のように原則的な判断がなされることが多いように思われます。

たとえば、本事件と近い時期に審決が出されたものとして、「朔北カレー」と「サクホク」が類似と判断された事件（不服 2021-016353）があります。

また、比較的近年のものとしては、たとえば、「七福ししゃも」と「七福」が類似と判断された事件（不服 2019-11411）、「癒しのタルト」と「いやしの」が類似と判断された事件（不服 2018-10955）、「口福餃子」と「口福」が類似と判断された事件（不服 2017-14055）、「養寿カレー」と「養寿」が類似と判断された事件（不服 2014-11846）などがあります。

一方で、たとえば、「織姫レタス」と「織姫」が非類似と判断された事件（不服 2021-10078）などもあります。

本審決で請求人が主張しているように、全体で一体不可分の商標であると判断される場合もあり得るとは考えられるものの、商標「〇〇〇」と商標「〇〇〇+食品（指定商品）の普通名称」の類否を検討するにあたっては、基本的には、やはり原則的な判断がなされるものと考えておくのが無難であると言えるような気がします。

（弁理士 永露 祥生）

< 2022年12月12日 >